

事 務 連 絡
令和5年6月8日

各府省庁事業所管担当者 各位

警察庁交通局交通企画課

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集の開始に伴う資料の送付について（連絡）

平素から警察行政の各般にわたり御協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

この度、当分の間、安全運転管理者に対するアルコール検知器を活用した酒気帯びの有無の確認等の義務に係る規定を適用しないこととする暫定措置を廃止することを改正内容とする標記内閣府令案について、令和5年6月9日から意見公募手続が開始されることとなりました。

関係資料（警察庁ウェブサイトの「パブリックコメント」（<https://www.npa.go.jp/news/consultation/index.html>）からダウンロード可能）を送付いたしますので、必要に応じて、所管事業者への周知をお願いいたします。